

輕米町教育大綱

平成 27 年 5 月

輕 米 町
輕米町教育委員会

ごあいさつ

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年4月から新しい教育委員会制度が始まりました。

首長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催し、軽米町における教育行政について、協議、調整を行い、時代の変化に対応した教育施策を展開していくこととなります。

また、同じく一部改正により策定が義務付けられた首長が定める町の教育に関する大綱につきましては、平成25年度に策定された「軽米町教育振興基本計画」(H25～H29)が町における教育行政の実績や社会情勢の変化等を反映させつつ、目標や施策の根本となる方針が定められていることから、この計画をもって大綱とすることが、第1回総合教育会議において委員の賛同により決定されました。

本町は、昭和62年4月に「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を基本理念として、生涯学習の町を宣言し、町民だれもが生涯にわたって主体的に学習し、学習成果を生かすことのできる「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を進めてまいりました。

昨年、平成26年度には、地域のみなさまの理解のもとに中学校1校、小学校3校に統合され、さらには、軽米小学校の施設整備などにより町の教育環境は整いつつあると思います。

今後は、統合により地域と学校のつながりが低下することのないように、学校から常に情報を発信し、地域に根差した開かれた学校づくりを推進するとともに、幼稚園、保育園から小学校、中学校、高校まで町内教育機関が連携をとりながら、子どもたちの「生きる力」を育む教育を展開していくことが大切です。

本町では、総合発展計画において子育て支援日本一の町づくりを目指すことを定めております。

今後も子育て支援の諸施策を充実させるとともに、地域の中で安心して子育てができるよう、町ぐるみの子育て支援の充実に努めてまいります。

平成27年5月

軽米町長 山本 賢一

軽米町教育振興基本計画

(平成 25 年度～平成 29 年度)

「心いきいき、

であい、ふれあい、

学びあい」

軽米町教育委員会

軽米町教育目標

わたくしたちは、町民憲章の精神を受け、明るく住みよい町づくりをすすめる望ましい町民となるために次の目標を定めます。

1. 健康な心とからだをつくり、進んで仕事に励む人
1. きまりを守り、進んで社会のために尽くす人
1. 思いやりの心を育て、進んで助け合う人
1. 豊かな情操を養い、進んで教養を高める人
1. 自然と文化を大切にし、進んで郷土の発展に努める人

軽米町社会教育目標

わたくしたちは、明るく住みよい町づくりを進める町民となるために次の社会教育目標を定めます

1. 生涯学習に励み、教養を高める町民
2. スポーツに親しみ、健康を増進する町民
3. 生活改善に努め、くらしを豊かにする町民
4. 温かい心を持ち、互いに助け合う町民
5. 郷土を大切にし、住みよい町づくりに励む町民

軽米町学校教育目標

わたくしたちは、広い視野に立ち、生涯にわたり学び続ける心と、町民との協働による、明るく住みよい町づくりの担い手となる人材を育てるために次の学校教育目標を定めます

1. 自ら学び、考え、行動する、知性と創造力豊かな人
2. 勤労を尊び、心身ともに健やかに自立した人
3. 生命を大切にし、互いに認め合う思いやりのある人
4. 自然と文化・伝統を大切にし、郷土を愛する人
5. 規律を守り、平和を愛し、世界に貢献できる人

目 次

基 本 計 画

I 序 論

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 総 論

第1章 教育の歩み

- 1. 概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 軽米町の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 教育を取り巻く社会の変化

- 1. 国際化・グローバル化の進展・・・・・・・・・・ 5
- 2. 環境問題の深刻化・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 高度情報化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4. 少子・高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5. ライフスタイルの変化・価値観の多様化・・・・ 6
- 6. 生涯学習の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 教育振興の基本目標・・・・・・・・・・ 7

第4章 教育施策の基本方向と体系

- 1. 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 魅力ある社会教育の推進・・・・・・・・・・ 9
- 4. 生涯スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5. 多様で個性ある文化の振興・・・・・・・・・・ 10
- 6. 教育振興運動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【 施策体系 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

III 各 論

第1章 生涯学習の推進

- 1. 生涯学習推進体制の充実・・・・・・・・・・ 13
- 2. 協働・参画による生涯学習の推進・・・・ 13

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実・・・・・・・・・・・・・15
2. 学力の向上・・・・・・・・・・・・・15
3. 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・16
4. 道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・17
5. 健康教育の充実・・・・・・・・・・・・・18
6. 環境教育の充実・・・・・・・・・・・・・19
7. キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・20
8. 国際理解教育の推進・・・・・・・・・・・・・21
9. 情報教育の推進・・・・・・・・・・・・・22
10. 適応指導の充実・・・・・・・・・・・・・22
11. 教員研修の充実・・・・・・・・・・・・・23
12. 地域に開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・24
13. 中高一貫教育の充実・・・・・・・・・・・・・25
14. 学校統合の推進と施設・設備の充実・・・・・・・・・・・・・26

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援・・・・・・・・・・・・・27
2. 青少年の心を育む学習活動の支援・・・・・・・・・・・・・27
3. 生涯にわたる学習活動の支援・・・・・・・・・・・・・28
4. 社会教育の推進と施設の整備・・・・・・・・・・・・・29

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進・・・・・・・・・・・・・31
2. スポーツ活動の活性化・・・・・・・・・・・・・32

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興・・・・・・・・・・・・・33
2. 文化遺産の保存と伝承・・・・・・・・・・・・・33

第6章 教育振興運動の推進・・・・・・・・・・・・・35

実 施 計 画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的・・・・・・・・・・・・・37
2. 期間・・・・・・・・・・・・・37
3. 点検と見直し・・・・・・・・・・・・・37
4. 主要事業・・・・・・・・・・・・・37
- 分野別主要事業・・・・・・・・・・・・・38
- 資料・・・・・・・・・・・・・47

基 本 計 画

Ⅱ 総論

I 序論

1. 計画策定の趣旨

近年は、社会経済活動のグローバル化の進展、ICT技術の発展による高度情報化社会の到来、少子高齢化による生産年齢人口の減少など急激に社会が変化しており、人々が自身の能力を開花させ人生を豊かなものとするためには、教育の果たす役割が重要となっています。

また、社会の成熟に伴い、一人一人が自ら進んで積極的に学ぶ生涯学習への意欲が一層高まっています。

このような状況の中にあって、本町教育の一層の振興を図るためには、社会の変化を的確に判断し、将来を見定めながら、新たな観点に立った教育行政の展開が重要となっています。

本町では、これまで平成21年3月に、平成24年度を目標年次とした軽米町教育振興基本計画を策定し、各般にわたる教育行政施策を推進してきたところです。

本基本計画では、これまで進められてきた諸施策を踏まえ、この間の社会の変化に対応しながら、今後の本町教育の振興方向と基本的な教育行政施策を明らかにするものです。

2. 計画の性格

この基本計画は、本町教育行政の基本的な方向を示すもので、掲げられた施策は、軽米町総合発展計画や他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

また、この計画は、具体的に推進する過程で社会情勢や教育行政の変化に対応して弾力的に運用いたします。

この計画で示す方向や施策については、町民の理解と協力、さらには積極的な参画を求め、国や県に対しては必要な支援、協力を要請するものです。

3. 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年次とする5カ年計画とします。

4. 計画の構成

「基本計画」（総論、各論）及び「実施計画」で構成します。

- (1) 総論においては、平成25年度から今後5年間の展望した本町教育の振興方向とそれを実現するための基本的方策を明らかにします。
- (2) 各論においては、総論に基づき、教育振興の基本的方策を実現するための施策の方向を明らかにします。
- (3) 「実施計画」では、「基本計画」の実効性を確保するため、具体的な事業計画を明らかにします。

なお、この間において、国、県の施策や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 教育を取り巻く社会の変化

1. 国際化・グローバル化の進展

環境や資源、エネルギー、食料などの問題が、地球的規模の課題となっており、今や企業経済活動は、国の枠を超えて営まれています。

学術、文化、スポーツ等あらゆる分野で国際交流が拡大している社会では、英語を始めとした語学力を身に付けたコミュニケーション能力の高いグローバルに活躍できる人材が求められています。

2. 環境問題の深刻化

温暖化、世界的な気候変動などに象徴される環境問題が深刻化しています。

環境問題は、ごみ処理などの身の回りから地球規模まで、現代を生きる人々に課せられた大きな課題と考えて、一人一人が具体的に行動を起こしていくことが必要です。

当地域の恵まれた自然環境は、人々の豊かな生活や心を支え育むための貴重な財産であり、この豊かな自然をそのまま次世代に継承していくことが大切です。

3. 高度情報化の進展

高度情報化、通信技術の進展は、社会生活のみならず学校や子どもたちの日常生活にも大きな変化をもたらしています。

近年、学校においては、ICT環境の整備により、必要な情報を収集し情報機器を巧みに活用して、自ら情報を発信できる能力の育成が求められています。

また、ICT環境の整備に伴い、教員の研修を充実し、教科書のデジタル化や情報機器の活用に十分対応できる体制を整備していくことが求められています。

さらに、高度情報化に伴う人間関係の希薄化や情報をめぐるモラルや権利の保護などの課題に取り組む必要があります。

4. 少子・高齢化の進行

少子化の進行により学校の適正規模や適正配置について再検討が求められ、小中学校の統合が進められています。

岩手県教育委員会においても、県立高校における入学者の減少などから高校再編計画の策定が進められています。

また、少子化の影響から子ども同士の交流不足など、社会性を育てる場が減少しているため、意図的に体験や交流の機会を作るなど、特色ある学校づくりを推進し、意欲と活力のある人間の育成が求められています。

また、少子化と平均寿命の伸長により、かつて経験したことのない超高齢化社

会の到来が予想されることから、高齢者の学習や文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験を生かす機会づくりが求められています。

5. ライフスタイルの変化・価値観の多様化

自由時間の増大などを背景に心の豊かさやゆとりを求めるなど、意識や価値観が多様化し、様々なライフスタイルの実現への欲求が強くなっています。

生涯学習、芸術文化活動、スポーツなど幅広い事業展開と広範なボランティア活動などを行える条件整備が求められています。

6. 生涯学習の必要性

現代は、「知識基盤社会」の時代と言われており、科学技術、ICT技術の進歩など技術革新が速く、学校で習得した知識のみでは、その後の社会生活に対応できない状況が生まれています。

そのため、学校においては、大学入学や就職を目指した目標達成型の教育では、実社会での適応力（社会を生き抜く力）が成長しないことから、これからの教育は、基礎的・基本的な学力を身に付けることはもとより、得られた知識を活用して新たな課題、試練を解決する能力を培う、生涯を通じて学習する資質を向上させる教育が必要となっています。

軽米町に暮らす町民一人一人が、自分に合った学習活動により、充実した生活と生きがいのある人生を送るため、「生涯学習のまちづくり」を継続発展させていく必要があります。

第3章 教育振興の基本目標

町民一人一人が主体的に生涯にわたって学び続け、人づくりに重点を置いた生涯学習を推進する観点に立ち、この計画において目指すべき教育振興の基本目標を次のとおりとします。

「心いきいき、であい、ふれあい、学びあい」

本町は、生涯学習宣言の町として、町民の主体的な学習活動を基本とし、自己の充実・啓発と生活の向上のために、生涯学習の推進に努めています。

「心いきいき」は、現在とともに将来も心豊かにいきいきと生活することを表わしています。

「であい、ふれあい、学びあい」は、みんなが学習の場に参加することにより、出合いや、参加者相互の交流の輪が広がり、お互いに学びあうことにより、各種団体や地域活動が活性化するなど「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を実践することを表わしています。

生涯学習を通じて、子どもたちが将来にわたって住みたくなる町を実現するために、自然を愛し、家族を愛し、そして、軽米町をいつまでも愛していく人づくりをめざします。

このようなことから、「心いきいき、であい、ふれあい、学びあい」を教育振興の基本目標とします。

第4章 教育施策の基本方向と体系

本町教育振興の基本目標実現に向けて、次の六つの柱を基本方向とし、計画的かつ総合的に施策を展開することとします。

1. 生涯学習の推進

教育を取り巻く社会の変化は、生活意識の変化や価値観の多様化をもたらし、人々は、衣食住に代表される物質的な豊かさに加え、健康で生きがいのある人生、楽しい生活を送りたいといった精神的な豊かさや多様な学習機会を求めています。

また、地域を支える町民一人一人の能力を向上させることは、地域全体の活性化を図り、町の持続的な発展につながるものです。

本町生涯学習推進の基本理念を「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」とし、「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を推進するため、住民の自主的・主体的な学習活動の支援に努め、自己の充実や生活向上のために、住民だれもがいつでも学習できる体制づくりと、学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現に努めます。

2. 学校教育の充実

近年の児童生徒は、情報端末の普及などにより、パソコンやゲーム等に時間を費やすなど、ゆとりのない生活を送ることが多く、自ら根気よく主体的に学習や課題に取り組む姿勢が少なくなったように思われます。

一方で、技術革新が激しい現代社会においては、基礎的な学力を身に付けながら、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する人材が求められています。

改訂された学習指導要領では、豊かな人間性と健康な体を持ち、確かな学力を活用して課題を解決できる「生きる力」を育成することが基本理念とされました。

児童生徒の「生きる力」を育むための一つ目の重要な要素として、「確かな学力」の確立があげられています。

「確かな学力」を培うには、教育活動を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を促し、子どもたちが自ら進んで学習するように、学校と家庭が連携して継続的に学習環境を作っていくことが大切です。

「生きる力」を育む二つ目の要素に「豊かな人間性」の育成があります。

「豊かな人間性」を培うには、自らを律し、他人と協調し、思いやる心や感動する心などを育てることが大切です。

道徳の時間を要とした道徳教育を充実させることにより、人間としてあるべき規範意識、思いやりなどの人間性を養い、法や社会ルールの意義やそれを遵守す

ることの大切さを理解し、自らの判断で適切に行動できる人間を育てることが大切です。

東日本大震災の被害を受けて、県全体で推進する「いわての復興教育」に本町でも取り組むことにより、被害の多寡によらず、子どもたちが震災津波に向き合い、自身を見つめ、他者や社会とのかかわりを考えることで、絆や地域社会の連携の大切さを身に付けることが大切です。

「健康・体力」は、「生きる力」を育む重要な要素の三つ目です。

調査により、児童生徒の体力水準が全体として低下していることや他の地域と比較して肥満の傾向が見られることが指摘されています。

「健康・体力」を培うには、運動を通して体力を付け、正しい食生活など健康的な生活習慣を形成することが大切です。

また、今日の学校教育現場では、不登校や引きこもり、保健室登校など心の健康に関する問題をかかえる子供への対応や障がいや特別なニーズをもつ児童生徒の支援など様々な困難や課題を抱えています。

背景には、集団不適應などのほか、家庭環境に起因している場合も多く、スクールカウンセラーの活用など相談体制の整備や早期発見・未然防止など取り組みの強化が求められています。

急激な少子化の進展に対応するため、学校の適正配置などを整備しながら、子どもたち一人一人の多様な個性を大切に伸ばし、共に生きる心をはぐくみ、新しい時代に「生きる力」の育成を目指す学校教育を推進します。

また、学校は、自らの教育活動について積極的に情報を発信し、保護者や地域の人たちの積極的な参加や協力を求めていくなど、開かれた学校づくりを進めることが求められています。

3. 魅力ある社会教育の推進

生涯学習の町づくりを推進するため、町民の主体的な学習の支援や学習環境の拡充を図り、多様な学習機会の提供に努めなければなりません。

ゆとりや心の豊かさを求める住民意識の高まりの中で、余暇活動をより充実させ、豊かな人生を送るための知識・技能を身に付けるなど、社会教育への期待が高まると同時に、技術革新がめざましい現代社会の中では、生涯にわたる継続的な学習の重要性が高まっています。

また、子どもが健全に育つためには、教育の出発点である家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、豊かな情操を育むことなど、家庭の果たすべき役割は重要です。

社会教育は、人間形成の基礎を担う家庭教育の充実、人々の生涯の各時期にお

ける学習機会の提供や多様な学習活動、社会参加活動の支援など、生涯学習推進の中心的な役割を担っています。

学校、家庭、地域相互の連携協力により、魅力ある社会教育の推進に努めます。

4. 生涯スポーツの振興

住民が健康で生きがいある豊かな暮らしを送り、家庭や地域社会の活力を維持向上させるために、スポーツ活動は大きな役割を担っています。

また、技術革新や産業構造の変化に伴い、労働時間の短縮が進むとともに余暇時間の増大が進んでおり、住民のライフスタイルも多様化しています。

このため、町民の多様なニーズに応え、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境整備が求められています。

町民の一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみながら、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かで生きがいのある生活を営むことができるようスポーツ施設の整備に努めるとともに、競技力の向上や各種スポーツイベントの開催を推進します。

また、平成28年度に開催予定の「希望郷いわて国体」では、本町において軟式野球競技が開催される予定となっており、施設整備や人材の育成など競技開催に向けた体制整備が急務となっています。

町内のスポーツ関係者の力を結集し、国体開催を成功させ、それを一つの契機として、町のスポーツ振興へとつなげていくことが大切です。

5. 多様で個性ある文化の振興

人々の価値観が物の豊かさから心の豊かさへと志向が変わっていくなかで、一人一人が気軽にさまざまな芸術文化に触れ、主体的に芸術文化活動に参加できる環境が求められています。

このため、地域の人材を活用した芸術文化に関する講座を開催するなど、日常の芸術文化活動を活発化させながら、地域固有の文化を正しく評価、継承し、情報発信していくことが重要です。

町には、優れた伝統芸能や価値の高い有形・無形文化財、町の成り立ちや先人の足あとを知る上で欠くことのできない遺跡、民俗文化財が数多くあります。

歴史や風土に培われてきた貴重な伝統芸能や文化財は、保存、継承し、活用していくことが大切です。

古くから伝わる個性豊かな地域の文化を守るため、郷土芸能の伝承活動を支援するなど、彩りのある芸術文化活動を推進するとともに、文化財の調査・保存及び活用を図ることにより貴重な文化財の保護に努めます。

6. 教育振興運動の推進

少子化や高度情報化など社会の急激な変化は、子どもたちの心身の成長に少なからぬ影響を与えており、便利な生活環境の中で、子どもたちは生活体験・自然体験等が少なくなり、自主的な活動の意欲が低下する要因ともなっています。

地域の教育課題解決のため、学校、家庭、地域、教育行政の役割を明確にし、相互の連携を図り、子どもたちの生涯にわたって学び続ける意欲・態度を育成するとともに、地域づくりを基盤に据えた大人自らの生涯学習機会となる教育振興運動を展開することが必要となっています。

「子どもは地域全体で育む」という機運を高め、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すとともに、併せて地域住民自らの学習機会となる住民運動としての教育振興運動を促進します。

【 施 策 体 系 】

基本目標

心いきいき・出会い・ふれあい・学びあい

生涯学習のまちづくり

教育振興運動の推進

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実
2. 協働・参画による生涯学習の推進

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実
2. 学力の向上
3. 特別支援教育の充実
4. 道徳教育の充実
5. 健康教育の充実
6. 環境教育の充実
7. キャリア教育の推進
8. 国際理解教育の推進
9. 情報教育の推進
10. 適応指導の充実
11. 教員研修の充実
12. 地域に開かれた学校づくりの推進
13. 中高一貫教育の充実
14. 学校統合の推進と施設・設備の充実

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援
2. 青少年の心を育む学習活動の支援
3. 生涯にわたる学習活動の支援
4. 社会教育の推進と施設の整備

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進
2. スポーツ活動の活性化

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興
2. 文化遺産の保存と伝承

III 各 論

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実

【現状と課題】

軽米町民憲章に定める「教養を高め、みんなで楽しい町をつくる」ために、町民がそれぞれのライフステージにおいて自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、また、その成果を生かすことのできる「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を実現するとりくみが進められて参りました。

そのため、生涯学習に関する施策の総合的な推進のため、生涯学習推進本部を設置し、推進体制の整備に努めてきました。

しかし、本来的な生涯学習の推進のためには、住民及び多様な団体と行政が連携して、自発的な推進体制づくりを進めていく必要があります。

【施策】

(1) 生涯学習推進体制の充実

本町の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、生涯学習推進本部の活性化を図り、住民参画型の生涯学習推進体制の整備を図ります。

(2) 生涯学習推進計画に沿った生涯学習事業の推進

生涯学習に関連する部署、関係機関の施策を総合的に推進するため「軽米町生涯学習推進計画」に基づき、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」という基本理念に沿った各種事業の推進に努めます。

(3) 住みよい地域社会づくり

少子高齢化、過疎化などによる地域コミュニティの希薄化を解消するため、町内に77ヶ所ある自治公民館等を学習拠点として、地域のリーダーを中心とした寄り合い、伝統行事などの活発化を図り、古くからそれぞれの地域課題を解決してきた集落活動を存続発展させ、心温かく住みよい地域社会づくりを目指します。

2. 協働・参画による生涯学習の推進

【現状と課題】

生涯学習は、町民一人一人が充実した人生を送るために、自発的に行うことを基本とし、適した方法を自ら選びながら、生涯を通して行うものです。

住民の自主的・主体的な学習活動を一層促進するためには、多様化・高度化する学習への欲求に答えるため、住民ニーズの掘り起こしと、あらゆる機会を通して、学習意欲を喚起していくことが必要です。

また、多様な学習活動の企画と効果的な情報提供を行い、さらには、学習の成果を持ち寄って、まちづくりに生かしていくことのできる環境を整える必要があります。

【施 策】

(1) 学習情報の提供

関係各課及び関係機関・団体の事業、行事等の調整を図り、生涯学習活動を一元的かつ体系的に示す生涯学習カレンダーを毎年発行するとともに、軽米町ホームページでの情報提供に努めます。

(2) 学習活動の支援

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、関係機関・団体等との連携により、多様な学習メニューを提供するとともに、町民の主体的な学習活動を奨励するために、講師派遣などの支援を行います。

また、学習の成果を発表、実践できる環境の整備に努めるとともに、活動グループの育成及び支援に努めます。

(3) 協働・参画のまちづくり

住民主体による地域づくりを推進するため、今日的課題を共有し、課題解決のためのワークショップの立上げや住民参加による実践的な取り組みなどを具体的に推進します。

また、地域活動の情報提供を積極的に行い、各種団体と連携するネットワークを構築し、住民参加による「協働・参画による生涯学習のまちづくり」を推進します。

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に質の高い幼児教育を保証することは、極めて重要です。

本町の幼児教育関係施設は、町立幼稚園が1園と5つの保育園、児童館が設置されており、各地区における就学前教育の役割を担っています。

就学前教育は、自制心や規範意識、コミュニケーション能力の開発など、小学校入学に向けた集団生活への対応能力を身に付けさせることと同時に、基本的な生活習慣の習得や体力の強化など家庭教育の不足を補う役割を果たします。

共働き家庭の増加、核家族化や家庭間の教育格差の解消など、就学前教育へのニーズが変化しているため、施設の配置を含め、運営のあり方の見直しが求められています。

【施策】

(1) 幼児教育の充実

地域の特性や幼児の実態に応じて教育目標を設定するとともに、幼児とのふれあいを大切にしながら、幼児一人一人の個性や能力を伸ばす、きめ細かな指導に努めます。

教育目標を達成させるため、教職員の指導力を高める研修を行い、創意と工夫に満ちた教育活動を展開し、特色ある幼稚園づくりに努めます。

(2) 施設運営の弾力化の促進

保育ニーズに対応し、子育て支援を充実させるため、預かり保育や相談活動をさらに充実させるとともに、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園への移行を視野に入れて、総合的に幼稚園運営の在り方を見直します。

(3) 幼稚園と保育園や小学校との連携

就学前教育の視点から、小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と関係施設による合同研修会や相互参観の実施など、互いの教育内容について共通理解を持ち、連携を図るように努めます。

2. 学力の向上

【現状と課題】

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜いていくための基盤として、基礎的な知識、思考力、判断力と主体的に取り組む学習態度などの「確かな学力」を身に付けることが求められています。

本町の児童生徒の学力は、平成24年度全国学力・学習状況調査から、中学校の国語を除いて、小学校、中学校とも全国及び県の平均正答率を若干下回っており、特に活用に関する問題において、正答率が下がる傾向にあります。

また、県学習定着度状況調査においては、小中学校ともに国語及び算数・数学が県平均を下回る傾向にあり、科目により成績にばらつきが見受けられます。

このことから、児童生徒に「確かな学力」が身に付くよう、少人数指導やそれぞれの習熟度に応じた「わかる授業」を展開するとともに、子どもが主体的に学習に取り組む態度を養う必要があります。

【施策】

(1) 「わかる授業」づくりの推進

学習指導要領における到達目標を分析し、単位時間のねらい(評価規準)や指導内容、指導方法、評価などの明確化を図る研究と実践を推進し、授業の改善に取り組みます。

(2) 個に応じた指導の充実

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力などを育むため、理解や習熟の程度に応じた指導や補完的な学習及び発展的な学習などを行い、個に応じたきめ細かな指導体制の充実に努めます。また、少人数指導やティームティーチングを取り入れるなど、指導方法、学習形態の工夫・改善を図ります。

(3) 学習定着状況の把握

国や岩手県が実施する学力調査やそれぞれの学校で行う習熟度調査により、児童生徒の学習状況を把握・分析することにより、的確な指導を行うための対策、方法を研究し、わかりやすい授業の実施に向けた改善に取り組みます。

(4) 学ぶ意欲、態度及び課題解決能力の育成

児童生徒に自学自習の習慣を身に付けさせるため、ノーメディアの日を取り入れるなど、テレビ、ゲーム機などとのかかわりを適度に抑制しながら、学齢や個々の実態に応じて意図的、計画的、継続的に課題を与えるなど、学校と家庭が連携して学習習慣の形成を図ります。

また、身に付けた知識・技能を活用し、課題を発見し解決する力、他者と協同するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力など自ら主体的に学習する態度の育成を図ります。

3. 特別支援教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが十分な教育が受けられるように、幼児、児童生徒一人一

人の状況に応じた適切な学習環境の整備やきめ細かな対応が求められています。

本町では、これまで子どもをサポートする支援員の配置をはじめ、教育相談の実施や関係機関の連携により、支援体制の整備を図って参りました。

心身に障がいを持つ子どもの早期発見と的確な状況把握に努め、適切な教育支援を実施できるように体制を整備する必要があります。

【施策】

(1) 就学指導の推進

幼児教育関係施設と密接に連携し、心身に障がいのある子どもの情報の共有化を図り、適切な就学指導に努めます。

また、心身に障がいをもつ子どもの早期発見と的確な実態把握に努め、保護者の理解を深めながら特別支援学級や特別支援学校などへの適切な就学指導を行います。

(2) 支援・指導体制の充実

教育、福祉、医療の連携により、障がいのある子ども及び保護者に対する相談や支援体制の整備及び特別な支援を必要とする子どもが就学区域内の学校で教育が受けられるようバリアフリー化を進めるなどの環境整備に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもに対し、巡回指導や「個別の指導計画」の作成を行うなど、個に応じた指導に努めます。

さらに、通常学級に特別な支援を必要とする子どもが在籍している場合には、支援員を配置するなどきめ細かな対応に努めます。

学校においては、「特別支援教育校内委員会」の設置や「特別支援教育コーディネーター」を位置付けるなど、計画的な支援が行われるよう校内体制の整備を行います。

(3) 交流及び共同学習の推進

特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の発達を促すとともに、すべての幼児、児童生徒の理解と認識を深めながら、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校との交流など共同学習に積極的に取り組みます。

4. 道徳教育の充実

【現状と課題】

「いじめ」問題の表面化や児童生徒が関わる痛ましい事件の発生など、相手をいたわる心が未熟であったり、規範意識の低下や良好な人間関係を築けないなど道徳性の低下が問題となっており、心の教育・道徳教育の一層の充実が求められています。

道徳性は、幼児期の芽生えに始まり、学校、家庭、地域社会における様々な経験を積み重ねながら、徐々に児童生徒の心に育まれていくものです。

道徳教育を効果的に実施することにより、子どもの心を成長させ、人間性、社会性を育み、学校や社会での集団生活の中でも、それぞれの個性を発揮し、豊かな人生を送ることのできる基礎を育てていくことが求められています。

【施策】

（１）学校全体で取り組む道徳教育

学校における道徳教育の指導体制の充実や指導方法の研究を行い、「道徳の時間」や「総合的な学習の時間」などを活用して、教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

東日本大震災の経験などを教訓にして「絆」や「命」の大切さを学び、自らの生き方や人の在り方について考えを深める学習機会を作ります。

また、日常の生活体験や勤労体験などを通して、人間関係の醸成や自然の恵みを大切にすることの心身の成長につなげる指導を推進します。

（２）「道徳の時間」の充実

道徳教育の要である「道徳の時間」を有効に活用し、児童生徒の発達段階や地域の特性に即した多様な取り組みにより、感動する心、自然や生命への畏怖、協調性、思いやりなどを培い、周囲と協力して課題を解決し、共に未来を創造する態度などを育む授業を展開します。

（３）家庭、地域社会との連携を深める道徳教育

核家族化や少子化社会の中にあって、社会生活に順応できる道徳心を育成するため、家庭や地域の人たちが教育活動へ参加する機会を設けます。

さらに、小中学校・高校を通して地域活動やボランティアによる地域貢献活動への参加など、地域の人々とのふれあいを大切にした取り組みを進めることにより、家庭・地域社会と協力した道徳教育を展開します。

５．健康教育の充実

【現状と課題】

学校における健康教育は、子どもたちの健やかな育成の基礎となるものです。

ライフスタイルや食生活の変化などから生活習慣病の発症など現代的な健康課題が多様化・深刻化しています。

アレルギー疾患の増加、感染症の集団発生、いろいろなストレスから心の健康に問題を抱える児童生徒も増えています。

「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣を身に付け、スポーツの楽しさ、喜びを体験させながら、生命を大切に、自らの健康について考え、行動できる正しい知識と判断力を身に付けることが求められています。

また、学校管理下における安全確保や登下校中の交通事故防止、授業や学級活動における安全指導や防災・防犯教育のさらなる充実が求められます。

【施策】

（１）教育活動を通じた推進体制の確立

規則正しい生活習慣を身に付けることを基本とする指導を学校の教育活動に組み込むとともに、校務分掌に担当を設けるなど、校内体制の確立を図ります。

（２）学校保健の充実

児童生徒の日常の健康観察を重視するとともに、事後指導を含む定期健康診断の適切な実施によるきめ細かな保健管理と学校医や関係機関、家庭との連携を図りながら学校保健の充実に努めます。

（３）学校安全の充実

児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、施設・設備の点検を実施し、危険な状態の発生を未然に防ぐように努めます。

大きな被害をもたらした東日本大震災の経験を踏まえ、自然災害に対する理解や防災意識を高める指導を行います。

また、地震や火事などの発生を想定した訓練を定期的に行い、児童生徒及び教師が緊急時に冷静に対応できるように準備します。

通学路における事故防止のため、家庭や地域、関係団体と連携して見守り活動の強化を図ります。

（４）学校給食の充実

学校給食の充実を図るため、発達段階に応じ、栄養バランスのとれた内容と適切なカロリー摂取ができる献立により給食を提供します。

また、給食調理場の施設整備により、安全安心な学校給食の提供に努めます。

（５）食育の推進

子どもたちがバランスのとれた規則正しい食生活や望ましい食習慣について学習する授業を行います。

また、郷土の風土や文化などの特性を活かし、地元食材、伝統的な食習慣などを学ぶ機会の確保に努めます。

また、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を育てるため、地域や家庭と連携した食育指導の充実に努めます。

（６）体力向上の推進及び運動に親しむ態度の育成

体力・運動能力テストにより、児童生徒の実態把握に努めるとともに、自らの体力や技能の向上に関心を持たせ、生涯にわたって運動を継続するための基盤となる意欲・態度や技能の育成を図る支援を行います。

6. 環境教育の充実

【現状と課題】

地球温暖化や気候変動など地球規模の問題や、身の回りの地域におけるゴミ

問題など、かつてない広がりと複雑さをもって環境問題が顕在化しています。

これらの問題に関する正しい理解を深め、環境保全に参加する態度や問題解決に向けた行動力の育成が求められています。

環境教育は、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動する態度を育むことが大切であり、本町の小学校では、太陽光発電など自然エネルギーの活用に係る学習やゴミの分別収集への取り組みなど多彩な学習活動が行われています。

【施策】

（１）身近な自然や環境問題を題材とした学習の推進

各学校における環境教育は、地域の身近な自然や環境問題を取り上げ、観察・調査・見学等の体験的な学習を重視しながら、環境保全や資源の重要性等に関心を持たせるように、社会科・理科等の時間を活用して行います。

（２）家庭・地域との連携の推進

環境教育は、家庭や地域社会における取り組みと関連付けて学習し、児童生徒が自分の問題として考え行動できる態度の育成に努めます。

また、消費者の立場から、環境に優しい商品の購入や使用・廃棄などについて実践する３Ｒ運動（Reduce〔廃棄物の発生抑制リデュース〕・Reuse〔再使用リユース〕・Recycle〔再生利用リサイクル〕）などに取り組み、環境負荷の少ない生活習慣を身に付ける取り組みを行います。

7. キャリア教育の推進

【現状と課題】

現代社会においては、小中学生の時期に、家庭や地域で勤労体験をする機会が少なくなっています。

子どもの成長を考えると、実際の職場体験を通じて、働くことの厳しさや喜びを経験することは、将来に向けた貴重な学習機会となります。

本町では、児童生徒の勤労観・職業観を育てるために、町内の各種事業所の協力のもと、中学生による職場体験（キャリアスタートワーク事業）を実施しています。

平成２２年度においては、キャリア教育の実践により文部科学大臣から、優良団体賞を受賞しています。

【施策】

（１）教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等とキャリア教育との関わりについて関連を図るとともに、校務分掌にキャリア教育担当を配置するなど、校内体制の確立を図ります。

（２）勤労観・職業観の育成

小学校では、職業調べなどの体験的な学習により、身の回りの仕事に関心を

持ち、働くことや目標に向かって努力することのすばらしさを感じることで、できるよう指導計画・内容の改善に努めます。

また、中学校では、職場体験などを通して、働くことの喜びや厳しさを実感しながら、職業についての理解を深め、将来を考える機会となるよう指導計画・体制の整備に努めます。

(3) 家庭・地域・産業界との連携

商工会や農業委員会、町内事業所、関係機関による「キャリア教育推進協議会」(平成25年まで)を活用し、キャリア教育への支援をお願いします。

また、受入事業所を含めて、子どもたちに伝えるべき「職業の特性」「実社会でのモラルやマナーの体得」「コミュニケーション能力の向上」など教育的意義の共通理解を深めながら推進するよう連携強化を図ります。

8. 国際理解教育の推進

【現状と課題】

現代社会では、国際化の進展に伴い、英語力が重要視されるなど、国際的に広い視野をもって活躍する人材が求められています。

新しい学習指導要領では、小学校における外国語の授業が必修化となるなど将来に向けた国際的なコミュニケーション能力の育成が重視されています。

本町では、平成7年度から中高生の海外派遣を実施し、国際的視野に立った人材育成を目指すとともに、英語力のさらなる向上を図るため、平成23年度から中学生の英語検定受験料を全額助成しています。

【施策】

(1) 教育活動を通じた推進体制の確立

学校教育目標等と国際理解教育との関わりについて関連を図るとともに、校内体制の確立を図り、児童生徒が異文化と関わる実践的な学習活動の推進に努めます。

小学校では、外国の生活や歴史の調べ学習や外国人との交流などの体験的な活動を行うことにより、異なる言語や文化について理解を深め、広い視野をもち、共に生きようとする考え方などの育成に努めます。

中学校では、自分の考えや自国の文化・生活様式等を相手に伝え、交流できる実践的コミュニケーション能力の育成に努めます。

(2) 外国語指導助手の活用

小学校の外国語活動を充実させるため、外国語指導助手を派遣し、わかりやすい授業を行うことにより、中学校へ続く外国語学習の基礎を培うことを目指します。

中学校においては、ネイティブスピーカーによる実践的な語学指導を展開し、英語力のさらなる向上を目指します。

(3) 海外派遣研修の実施

中高生を海外に派遣し、研修生が外国の青少年との交流やホームステイ等を通して、外国の文化や風土に直接触れることにより、視野を広げ、英語力やコミュニケーション能力を向上させることを目指します。

9. 情報教育の推進

【現状と課題】

日々進化する情報化社会に対応できる基礎的な資質を養うため、ICT機器を利用した情報活用能力の育成が求められています。

特に、インターネットや携帯電話の普及により、児童生徒が情報機器に触れる機会が多い状況から、情報モラルに関する教育は、家庭や関係機関との連携を図りながら、実態に即した指導が大切となっています。

本町では、機会をとらえて情報モラルの学習機会を作るとともに、ICT機器を活用した教職員の研修会を実施してきました。

平成22年度においては、国のICT整備事業を活用し、児童生徒3人に1台のパソコンと、全教室にインターネット端末、各校1台の電子黒板を整備しました。

また、教師各1台のパソコンを導入し、ICT環境の整備に努めています。

【施策】

(1) 教育活動を通じた情報活用能力の育成

学校教育目標等と情報教育との関わりについて関連を図るとともに、校務分掌に情報教育担当を位置付けるなど、校内体制の確立を図ります。

情報活用能力の3つの観点である「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」をもとに、児童生徒の発達段階に応じ、指導目標を明確にして計画的に推進します。

(2) 情報モラルに関する教育の充実

有害な情報を児童生徒から遮断するとともに、情報通信ネットワークや携帯電話の利用に伴う危険性やプライバシー保護・著作権の問題などを具体的な例を挙げながらわかりやすく子どもたちに伝えるよう努めます。

10. 適応指導の充実

【現状と課題】

本町では、これまで深刻な「いじめ」は発生していませんが、軽微なものは毎年数件の事例が報告されています。

また、不登校や別室登校など心の健康に関することや、非行や万引き、喫煙などの問題行動についても、時折発生が確認されているところです。

問題行動の背景には、集団不適応や学習意欲の低下などの学校環境のほか、保護者の養育意識の低下など、家庭環境が起因している事例もあり、学校だけでは十分な対応ができない状況も増えています。

これらの問題や課題は、発生の兆候をとらえて未然に防止することが大切です

が、発生を確認したら迅速かつ適切な対応をとることと、悩みを持つ児童生徒への相談活動の充実を図るなど組織をあげての取り組みが必要です。

【施 策】

（１）生徒指導体制の一層の充実

学校毎に生徒指導計画を立案し、指導体制の充実を図ります。

また、教職員が互いの役割や専門性などを理解し、共通認識のもと情報を共有し、組織的に一貫性をもった対応に努めます。

さらに、教員による「生徒指導研修会」等を行い、適切かつ効果的な指導を行うように努めます。

（２）教育相談体制の確立

教育相談員やスクールカウンセラーを有効に活用し、組織的な相談体制の充実に努めます。

（３）いじめ・不登校・問題行動への対応

「いじめ」については、日頃の授業や学級活動などを通じて、何でも話し合えて「いじめ」を見逃さない学級状況を作ることが大切ですが、定期的な「学校生活アンケート」などを活用しながら、早期に発見し、最悪の事態を想定して、慎重に、素早く、誠意を持って、組織をあげて取り組むことが大切です。不登校、問題行動についても、早期の発見と教職員が一体となって個々の事案に適切に対応することを目指します。

また、児童生徒にとって安心感のある学校を目指し、「心の居場所」「絆づくり」を重視した取り組みを推進します。

（４）関係機関との連携

深刻な問題を抱える児童生徒や保護者の実態を把握し、個々の状況に応じて児童相談所や病院など関係機関との連携を図ります。学校警察連絡協議会や軽米町生徒指導連絡協議会などを開催し、情報の共有と指導体制の充実を図り、問題行動の未然防止に努めます。

1 1. 教員研修の充実

【現状と課題】

教員研修の充実、教師の指導力向上のため、しいては子どもたちの学力の向上につながる大切な方策であるため、計画的に取り組むべきものです。

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識及び広く豊かな教養、そして、それらに基づいた実践的指導力を身に付けた教員になるように研修の充実を図ることが必要です。

また、教科指導や生徒指導などの実践的指導力を育成する教員研修の充実を図るとともに、専門性の向上や新たな課題に積極的に取り組む意欲の向上を目指し、研修内容の工夫・改善が重要になっています。

本町では、これまでも県教育委員会と連携を図りながら、多様な研修メニューにより教職員研修を行い、教員の指導力の向上や資質の向上に努めてきました。

【施策】

（１）教職経験者研修

教職経験者初任研修、５年研修、１０年研修、免許状更新講習の受講など、県立総合教育センターや教育事務所と連携を図りながら、計画的に教員研修を実施することにより指導力の向上に努めます。

（２）研修内容の充実

教職員の指導力向上を図るための多様な研修会を開催します。

- ① 教務主任や研究主任等の研修を設定し、学校の要となる主任としての資質の向上を図ります。
- ② 教材研究や指導方法を改善するための授業研究を行い、子どもたちの学力を確実に向上させるための「わかる授業」の展開を目指します。
- ③ ＩＣＴ機器等を効果的に活用する授業研究を行い、子どもたちが積極的に学ぶ、わかりやすい学習指導に役立てます。
- ④ 生徒指導の意義及び実践について研修を深め、学級担任としての資質の向上を図ります。
- ⑤ 児童生徒のコミュニケーション能力向上を図るため、小学校における外国語活動と中学校の英語学習の連携を図り、さらには中高一貫した英語指導の充実に向けた外国語指導研修会を開催します。

１２．地域に開かれた学校づくりの推進

【現状と課題】

これからの学校経営は、教育内容や学習の成果をこれまで以上に保護者や地域の方々に知らせること、外部からの声に耳を傾け教育活動を見直すこと、地域の教育力を学校経営に活かすことが重要であり、校長のリーダーシップのもとで地域に開かれた特色のある学校づくりが求められています。

本町の学校では、二期制による教育課程の編成や地域と連携したキャリア教育の実践、被災地でのボランティア活動など、特色ある教育活動が展開されています。

【施策】

（１）目標達成型の学校経営の推進

学校経営において、校長がリーダーシップを発揮し、検証可能な目的達成型の学校経営計画を策定し、目標実現のため、家庭や地域と協働する学校経営の取り組み「いわて型コミュニティ・スクール」を推進します。

また、「まなびフェスト」として、学校や児童の実態に応じて重点化した項目について、より具体的で明確な達成目標を設定し、教職員、児童、保護者が一体となって取り組むことにより、児童生徒に身に付けさせたい基礎・基本（学力、体力、生活習慣等）の定着を図ります。

（２）教育活動の評価の推進

家庭や地域と協働して児童生徒の健やかな成長を見守るため、教育活動についての自己評価や外部評価を実施し、教育活動の改善に生かします。

また、外部評価は、学校評議員、保護者及び地域住民等による外部評価委員会などによる実施に努めます。

評価項目は、具体的・客観的で検証可能なものとし、評価結果の公表とPDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）を活用した取り組みに努めます。

（３）特色ある教育活動への支援

地域ゆかりの先人・自然・文化など、地域特有の学習素材を授業等に活用し、郷土に誇りをもつ心の醸成に努めるなど、各学校が特色ある教育活動を推進するよう支援します。

東日本大震災など自然災害を経験した方から「絆」や「地域づくり」等の大切さを学ぶ機会を設けるなど、復興教育をとり入れた学習を推進します。

（４）学校裁量の拡大への対応

校長のリーダーシップや教員の企画力の一層の発揮を促すために研修の充実を図るとともに、学校への権限委譲と事務の共同実施の推進等により、学校裁量の拡大と事務処理体制の整備を図ります。

１３．中高一貫教育の充実

【現状と課題】

本町は、これまで中高一貫教育に取り組み、英語と数学を中心に中高教員による授業交流を実施するとともに、広報誌の発行や、学校訪問などを行うことにより、高校へのスムーズな進学準備が図られるよう推進してきました。

中高一貫教育には、６年間の安定した学習環境の中で計画的・継続的な教育指導ができること、生徒を把握し基礎・基本の定着と個性の伸長や優れた才能を伸ばすことができるという特徴をもっています。

今後は、少子化による生徒数の減少が著しいことや、県立高等学校の再編が進行中であることなどから、これまで行われてきた中高一貫教育を土台としながら、中高連携した特色のある取り組みが必要となっています。

【施策】

（１）系統的・継続的指導の充実

中学校・高校６年間を通じた系統的・継続的指導を実施し、生徒の個性の伸長や学力の向上を図ります。

また、中高の接続を円滑に進めるため、基礎学力を確認する方法について検討・改善を図ります。

（２）地域との連携

中高一貫教育の取り組みを伝えるため、「中高一貫だより」を定期的に発行するとともに、中高一貫教育支援者会議などを充実させることにより、保護者や地域住民の意向を踏まえた中高連携を図り、地域住民からの一層の理解と協力が得られるよう努めます。

（３）交流活動の充実

中学生による高校体験入学などを積極的に行い、生徒会活動や学校行事、スポーツ・文化活動等による生徒の交流を継続して行うとともに、中高教員による授業交流の充実を図ります。

１４．学校統合の推進と施設・設備の充実

【現状と課題】

少子化による児童生徒数の減少が続き、複式学級を有する小規模校が増えていることから、学校統合の推進による学区再編が予定されています。

本町では、これまで平成１３年３月の学区調整委員会からの答申に基づき、小学校の統合を進めて参りました。

今後は、平成２３年１２月に第二次学区調整委員会から出された意見に基づき、町内の４つの中学校を１校に統合することと笹渡小学校と小軽米小学校の統合を進めて参ります。

【施策】

（１）学校統合の推進

笹渡小学校と小軽米小学校の統合を平成２６年４月の実施に向けて推進します。

町内の４つの中学校を１校に統合することについて、平成２６年４月の実施に向けて推進します。

（２）軽米小学校の建築

老朽化して耐震強度が不足している軽米小学校の校舎及び屋内運動場の建設について平成２５年度の完成を目指します。

また、旧校舎の取り壊しと同校グラウンド及び屋外環境の整備について、平成２６年度の完成を目指します。

（３）教育環境の改善

町内の老朽化した廃校舎の計画的な取り壊しを進めるとともに、児童生徒が安全安心な教育環境で学校生活が送れるよう教育施設の整備充実に努めます。

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援

【現状と課題】

家庭は、人間が成長する過程で、基礎的な資質や能力、人格を育成する重要な役割を担っています。

近年は、核家族化の進行などにより、過保護、過干渉など家庭の教育力の低下が指摘されていることから、心身ともに子どもを健やかに育てるため、家庭教育の重要性を認識し、親と子が主体的に学んでいくことが大切です。

子どもの発達段階に応じた親の学習機会をさらに充実させるとともに、関係機関との連携を図りながら、家庭教育の充実に努める必要があります。

【施策】

(1) 発達段階に応じた学習機会の提供

家庭や地域の教育力の向上を図るため、子どもを持つ親などを対象に、子どもの発達段階に応じた子育て、しつけ、食育などに関する家庭教育学級や各種講座を開設し、参加を奨励します。

(2) 父親の家庭教育への参加意識の醸成

真の男女共同参画社会を形成するため、父親が子育てや家庭教育へ主体的に参加する意識の醸成を図り、家族がともに支えあいながら、子育てをする意識の醸成を図ります。

(3) 子育て情報と交流の場の提供

家庭教育の充実に図るため、子育て、家庭教育に関する啓発資料や学習情報の提供に努めるとともに、子育てをする親の仲間づくりを促進し、親同士の交流の場を提供します。

(4) 相談体制の整備

さまざまな子育ての不安や悩みに対応するため、保健・医療・福祉等、関係機関との連携・協力により、相談体制の整備に努めます。

2. 青少年の心を育む学習活動の支援

【現状と課題】

家庭や地域社会が大きく変化する中、青少年の社会性の不足、倫理観や正義感の欠如等が指摘されており、青少年の「生きる力」を育むため、社会活動やボランティア活動への参加を促進するなど青少年教育の充実が重要な課題となっています。

本町では、青少年リーダー研修会、音更町相互訪問交流、海外派遣事業や青年が仲間とともに地域課題に取り組む活動など青少年教育に力を入れて参り

ました。

さらに、今後地域を担っていく青少年について、家庭・学校・地域社会が一体となり、学習機会の充実と青少年活動の活性化を支援する必要があります。

【施策】

(1) 地域ぐるみの活動の支援

主体的に学ぶ意欲に満ちた人間性豊かな青少年を育成するため、家庭、地域、学校の連携による教育振興運動に取り組むとともに、伝統文化の継承や世代を越えた交流など地域ぐるみの活動を支援します。

また、県立軽米高校の施設や人材を有効に活用し、高校生を含めて地域の将来を担う青少年の学習活動を展開します。

(2) 体験的な活動機会の充実

青少年の校外学習活動を促進し、自立心の育成や社会的マナーを身に付けさせるとともに、郷土を愛する心や自然環境を大切にする気持ちを育むため、自然体験活動やボランティア活動、文化・伝統に親しむ活動等、体験的な活動機会の充実を図ります。

(3) 青少年団体活動の支援

子ども会活動をはじめ、各種青少年団体など青少年に自主的かつ創造的な活動機会を提供する団体の活動を支援します。

また、それらの団体との連携を図りながら、青少年が仲間と共に地域の課題に取り組む社会活動やボランティア活動など学習機会の充実を図ることを支援し、青少年リーダーの育成に努め、地域における青少年活動の活性化を図ります。

3. 生涯にわたる学習活動の支援

【現状と課題】

高齢化の進展やライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、心豊かで生きがいのある人生を過ごすため、町民は様々な学習機会を求めています。

多様化する学習ニーズに応えるため、学習方法や内容の工夫・改善を図りながら、学習機会の拡充と情報提供が求められています。

一方、情報化、過疎化の進展などにより、地域に根ざした活動が停滞するなど、地域づくり、地域活動の活性化が課題となっています。

このため、地域の連帯感の醸成と活性化に向けた学習機会の提供に努めるほか、地域活動の促進、並びに各種団体の育成と指導者の養成に努めています。

また、高齢者が人生の中で培ってきた豊かな経験や知識・技術を活用し、積極的に社会参加するための世代間交流事業など、様々な活動の場や機会づくりに努める必要があります。

【施 策】

（１）地域づくり活動の促進

住みよい地域をつくるため、成人の主体的な社会参加を奨励するとともに、各種団体等の指導者養成に努め、それぞれの団体の活性化やネットワーク化を促進します。

（２）学習機会の提供

生きがいの充実や生活課題の解決などに向けて、豊かな学習機会の提供に努めるとともに、住民自身の学習意欲と創意工夫を生かした講座などの開設を促進します。

（３）高齢者の学習活動支援

高齢者が孤立することなく、楽しく生きがいをもって生活できるように、日常生活にかかわる内容や文化、教養にかかわることなど参加型の学習機会を提供します。

（４）社会参加の支援

「協働・参画による生涯学習のまちづくり」という視点に立ち、地域にある課題の解決など身近な社会参加活動を支援するとともに、学習により習得した知識・技能や芸能を発揮できる機会の拡充に努めます。

（５）男女共同参画社会の推進

性別による固定的な役割分担意識に拘束されることなく、男女がそれぞれ多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画するための学習機会の拡充に努めます。

4. 社会教育の推進と施設の整備

【現状と課題】

町民の学習ニーズに応えるためには、社会教育行政の関係者が新たな学習機会の提供や学習方法の在り方等についての研修や掘り起こしを継続して行うとともに、社会教育活動の中心的役割を担う社会教育主事の養成と配置を積極的に進めるなど社会教育活動を支える推進体制を整備することが重要です。

また、社会教育関係施設は、中央公民館、町立図書館、青少年ホームなど比較的古い施設が多いため、町民の多様な生涯学習活動の拠点となる利便性の高い施設整備が望まれています。

【施 策】

（１）社会教育主事の養成と専任職員の配置

社会教育活動を総合的、効果的に推進するため、社会教育主事の養成に努めるとともに、専任社会教育主事の配置を基本とします。

(2) 社会教育関係職員研修の充実

町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、社会教育関係職員の研修の充実を図るとともに、専門研修への参加を促し、職員の資質の向上に努めます。

(3) 社会教育施設の整備充実

① 生涯学習センターの整備

町民の生涯学習活動の拠点施設として、生涯学習に関する情報提供及び学習機会の提供を総合的、効果的に推進するため、中央公民館機能を兼ね備えた生涯学習センターの整備を検討します。

② 図書館の整備

生涯学習活動の情報拠点施設である町立図書館の資料及び蔵書の充実に努め、さらなる利用者の拡大に努めます。

また、導入された図書情報システムを有効に活用し、町民が利用しやすい図書館の整備運営に努めます。

③ 自治公民館の整備

地域における身近な生涯学習の拠点となる自治公民館の整備のため、補助金制度を継続して進めます。

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進

【現状と課題】

町民の健康づくりを推進するため、生涯スポーツの振興とそのためスポーツ施設の充実が求められています。

本町では、町民体育館、ハートフル・スポーツランドを核として、おかりや元気館、町民テニスコートなどの施設を整備し、町民のスポーツ活動の活性化を図って参りました。

多様化するスポーツニーズを把握し、町民のスポーツライフを充実したものとするため、今後もスポーツ施設の整備を計画的に進める必要があります。

また、平成28年度に開催予定の「希望郷いわて国体」軟式野球競技の運営に向けた環境整備が求められています。

【施策】

(1) 生涯スポーツ施設の計画的整備

町民のスポーツ・レクリエーション人口、およびニーズに合わせた生涯スポーツ施設の整備・充実に努めます。

また、既存施設の計画的な整備補修を進め、有効活用に努めます。

(2) 学校体育施設開放事業の充実

学校体育施設の開放事業を積極的に進め、地域住民が身近な場所でスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、学校開放事業の継続・拡充を図ります。

(3) 「希望郷いわて国体」の競技開催

平成28年度に開催が予定されている「希望郷いわて国体」で軟式野球競技が本町で実施される予定です。

軟式野球競技の運営に向けて、競技場や接続道路など大会関連施設の整備と運営スタッフの養成など着実に準備を進めてまいります。

また、軽米町が平成28年度「希望郷いわて国体」成功の一翼を担うことを契機として、町のスポーツ振興につながるように努めます。

2. スポーツ活動の活性化

【現状と課題】

町民一人一人が、生涯にわたってスポーツに親しみ参加することを目指して、町民総参加の軽米町総合体育大会を中心とした各種スポーツ大会を実施してきました。

町民のスポーツに対するニーズは年々多様化しており、これらに対応するためには、プログラムや種目を充実させ、参加機会の拡充を図るとともに、指導者の育成を図るなど、町民のスポーツ活動を活性化するための環境を整備する必要があります。

また、競技スポーツの振興を図るため、体育関係競技団体への育成支援を強化し、活性化を図る必要があります。

【施策】

(1) 町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

町民のニーズに応じたスポーツプログラム、参加型の総合体育大会の運営に努め、スポーツに関する行事や施設情報の提供に努め、町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

スポーツ活動・各種大会運営や選手育成などを支援するため、指導者の養成・確保を図り、中学校・高校と協力して指導者バンクを整備します。

(3) スポーツ団体の育成・支援

町体育協会やスポーツ少年団、地区体育振興会等の育成・支援に努めるとともに、各種競技団体の活動を支援します。

(4) 競技スポーツの振興

小中学校や高等学校、体育協会などと相互に連携を図りながら、競技人口の拡大や人材の発掘・育成に努めるとともに、強化指定種目を選定し、重点的に支援します。

(5) 生涯スポーツ推進体制の整備・充実

生涯スポーツ推進委員協議会や体育協会、スポーツ少年団、地区体育振興会など、健康体力づくり関係団体と連携し、生涯スポーツ推進体制の整備・充実に努めます。

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興

【現状と課題】

文化活動に対する町民ニーズの多様化を踏まえ、町民が主体的に文化活動に参加することができるよう、町民意識の啓発のほか、施設整備や参加機会の拡充など環境整備を図る必要があります。

文化的欲求の高まりに対応し、文化団体等との連携のもとに、長期的展望に立って、町民の心豊かな生活の実現をめざし、個性豊かで、彩りのある文化の創造、発展に資するよう、文化振興施策の一層の充実を図る必要があります。

【施策】

(1) 町民の芸術文化活動の推進

文化協会と連携を図りながら、個性豊かな地域文化を創造するため、各種の芸術文化の鑑賞機会を企画提供するとともに、町民の意欲的な芸術文化活動を支援します。

町民文化祭の作品展示会など、町民が芸術文化活動の成果を発表する機会の拡充を図り、創作活動を奨励します。

(2) 芸術文化団体の育成

芸術文化活動を推進していくうえで、芸術団体や自主サークル活動の活性化は重要であるため、団体間の交流促進に努めるとともに、資質の向上を図るため、リーダーの養成や施設整備など活動の支援に努めます。

2. 文化遺産の保存と伝承

【現状と課題】

本町では、町内に存在する貴重な文化遺産を後世に伝えていくため、開発により失われる遺跡の発掘調査などを行い、記録・保存化を行っています。

併せて、試掘などにより遺跡の分布や内容などを調査し、開発行為との円滑な調整を図ってきました。

また、地域に伝わる芸能については、補助事業などを活用して衣装・道具の整備や、芸能発表の機会を増やし、継承活動の推進に努めてきました。

地域に残る貴重な文化財を守り、後世に伝えていくためには、文化財を正しく理解し、誇りを持ち、大切に守り伝えていくことが大切です。

開発行為などにより文化財の散逸化も危惧されることから、今後とも調査を進め、文化財の由来所在を調査確認し、記録作成を継続的に進め、その実態を明らかにする必要があります。

【施 策】

（１）文化財の調査と指定の促進

町内に多く存在する有形文化財・民俗文化財・記念物など、貴重な文化財を発掘し、有効な保護を図るため、計画的に文化財の所在や由来の調査記録を推進します。

（２）文化財の保存と活用

文化財を災害や散逸から守り、保存・活用を図るため、文化財の収蔵に努めます。郷土芸能等無形民俗文化財については、後継者の育成と記録保存を図り、郷土芸能祭を充実して、継承保存に努めます。

岩手県埋蔵文化財センター等が発掘調査した遺物資料の町移管を進めるとともに、収蔵展示施設を整備し、資料の公開に努めます。

（３）文化財愛護思想の啓発

軽米町史の販売促進を図るほか、文化財調査報告書等の発刊及び文化財展等の開催を推進し、町の文化財について広く理解されるよう努めます。

第6章 教育振興運動の推進

【現状と課題】

教育振興運動は、岩手県独自の教育運動として、五者（子ども、家庭、学校、地域社会、行政）が連携し合って教育水準の向上をめざす自主的な運動として展開されてきました。

本町でも学区単位に教育振興会を組織し、「子どもは地域全体で育む」という機運を高め、それぞれの地域で特色ある運動が行われて参りました。

便利な生活環境の中で、子どもたちは生活体験・自然体験等が減少し、学習意欲・向上意欲が低下している要因とも考えられています。

また、学校統合が進み学区が広範囲になることや地域の子どもの数が少なくなるにより、活動が弱体化する恐れがあります。

活動環境の変化に応じて、本来の運動理念に立ち返り、地域の力を結集したより効果的な運動の展開について、見直しや検討を進める必要があります。

【基本的な考え方】

（１）「五者の分担により、地域の教育課題を解決する」という運動本来の基本理念に立ち返り、長期的展望に立った活動の見直しを図ります。

（２）学校統合の進行や子どもの減少など活動環境の変化に応じた望ましい組織のあり方や教育振興運動の進め方について点検を行い、五者が一体となった多様な活動となるよう改善を図ります。

また、子どもたちが生涯にわたって学び続ける意欲・態度を育成するとともに、地域の伝承文化を継承するなど、地域ぐるみの生涯学習機会となる教育振興運動を推進します。

（３）「生きる力」の育成に向け、自分たちが取り組むべき課題を焦点化するとともに、学校教育の充実はもとより、家庭教育の充実、地域における豊かな体験活動等の機会の充実など、地域全体の教育力の向上に資する教育振興運動を展開します。

【基本方針】

（１）生涯学習の推進とともに、本町の教育目標の実現を図ります。

（２）地域の教育課題解決のため、五者相互の連携を図ります。

（３）運動目標の具体化と焦点化を図ります。

（４）推進体制の強化と推進活動の充実を図ります。

（５）関係機関・団体との連携を図ります。

【運動のテーマ】

「基本的生活習慣の向上」 ～食育・読書・あいさつの習慣化～

【重点目標】

- (1) 青少年期において、学ぶことの楽しさや学び続ける意欲と態度を育成し、併せて成人自らの生涯学習機会となるような運動を推進します。
- (2) 推進組織や実践組織のあり方、課題の掘り起こし方法、運動の展開のあり方等について、五者が連携して協議し、役割を分担して適切に進めます。
- (3) 地域の教育力を結集し、子どもを育てる環境の整備を推進します。

【領域別推進重点事項】

- (1) 学力向上 : 自学自習の習慣化と読書の推進
- (2) 健全育成 : あいさつの習慣化
- (3) 健康安全 : 食育運動の展開「早寝・早起き・朝ごはん」

実 施 計 画

実施計画の策定と推進

1. 策定の目的

実施計画は、基本計画に掲げられた施策の方向を受けて、計画期間内に重点的に実施すべき事業を主要事業として選定し、その具体的内容を明らかにするものです。

なお、実施計画の推進にあたっては、計画目標を指針として施策の優先度や重要度を勘案し、計画的、効果的な事業の推進に最大限の努力を傾けるものとします。

2. 期間

実施期間は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年次とする5カ年計画とします。

3. 点検と見直し

実施計画を推進する過程においては、事業の意義や効果、実施方法などについて、参加する住民や子供の意見を聞く機会を積極的に設け、必要に応じて見直すなど、PDCAサイクル（Plan〔計画〕Do〔実行〕Check〔点検〕Action〔改善〕）を基本とした事業展開を行います。

4. 主要事業

計画期間内において、重点的に実施すべき事業は次のとおりです。

分野別主要事業

第1章 生涯学習の推進

1. 生涯学習推進体制の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 生涯学習推進体制の充実			
ア 全町的な生涯学習推進体制の継続	町	25~29	① 生涯学習推進本部会議等の開催 ② 生涯学習推進担当員（町職員）の設置 ③ 生涯学習推進員の設置（行政区推薦）
イ 学習情報の提供・支援	町	25~29	① 生涯学習カレンダーの発行 ② 各種学習メニューの提供 ③ 町民の主体的な学習活動の奨励・援助

2. 協働・参画による生涯学習の推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
ア 住みよい地域社会づくりの推進	町	25~29	① 自治公民館を学習拠点とした地域づくり、人づくりの推進 ・全町を対象とする自治公民館連絡協議会の活動奨励、支援 ・地域内の自治公民館長や生涯学習推進員等の社会教育関係者のほか保健分野関係者等も加わる地域内の人的ネットワーク形成の推進 ・生涯学習による地域づくりの一つとして、地域の次代を担う子どもを育てる教育振興運動の取り組みの推進
イ 協働・参画の推進	町	25~29	① 今日的課題の共有と社会的課題に関する学習機会の提供（生涯学習講演会他） ② まちづくりに関する実践的取り組みの支援（各団体等） ③ 住民が参画しやすい学習環境づくり ④ 産業分野の活性化に関する生涯学習活動の推進

第2章 学校教育の充実

1. 就学前教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 就学前教育の振興・推進事業	町	25~29	① 就学前教育の充実と小学校との連携の推進 ・ 就学前教育の充実 ・ 幼保一元化の推進 ・ 小学校との連携

2. 学力の向上

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 学力向上対策推進事業	町	25~29	① 少人数指導や個に応じた指導の充実による児童生徒の基礎学力向上の推進 ・ 基礎的・基本的な知識の習得と活用を図る「わかる授業の推進」 ・ 少人数や個に応じた指導の充実 ・ 諸調査による学習定着状況の把握と授業改善 ・ 家庭における学習習慣の形成

3. 特別支援教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 特別支援教育整備推進事業	町	25~29	① 障がい児教育の環境整備と支援の推進 ・ 特別支援学級や通級指導教室への適切な就学指導 ・ 支援・指導体制の充実 ・ 関係機関、関連施設との連携強化

4. 道徳教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 道徳教育の推進による豊かな人間性の育成事業	町	25~29	① 学校全体で取り組む道徳教育の推進 ・ 道徳の時間を要とした道徳教育の充実 ・ 家庭や地域社会との連携による道徳教育の展開

5. 健康教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 健康教育・安全教育推進事業	町	25~29	① 健康保持及び体力・運動能力の向上並びに安全指導及び防災・防犯教育の充実 ・健康教育に関する校内体制の確立 ・学校保健の充実 ・学校安全の充実 ・学校給食の充実 ・食育の推進 ・体力向上の推進及び運動に親しむ態度の育成

6. 環境教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 環境教育の充実	町	25~29	① 環境問題に対する理解と実践的態度の育成 ・体験的な学習の推進 ・学校、家庭、地域との連携推進

7. キャリア教育の推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 勤労体験学習推進事業	町	25~29	① 好ましい勤労観・職業観の育成 ・教育活動を通じた推進体制の確立 ・学齢に応じた勤労観及び職業観の育成 ・キャリアスタートウィークの実施 ・学校、家庭、地域、産業界との連携

8. 国際理解教育の推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 国際理解教育推進事業	町	25~29	① 国際的視野を持った人材の育成 ・教育活動を通じた推進体制の確立 ・外国語指導助手の活用 ・海外派遣研修の実施

9. 情報教育の推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 情報教育の推進	町	25~29	① 情報化社会に対応した基礎的資質の育成 ・教育活動を通じた推進体制の確立 ・発達段階に応じた情報活用能力の育成 ・情報モラルに関する教育の充実

10. 適応指導の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 学校適応指導推進事業	町	25~29	① 学校適応指導の推進 ・生徒指導体制の充実 ・教育相談体制の確立 ・学校不適応及び問題行動の未然防止 ・関係機関団体との連携

11. 教員研修の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 教員研修の充実	町	25~29	① 教員の指導力及び資質を高める研修の実施 ・教職経験者研修 ・授業改善研修 ・教務主任研修 ・生徒指導研修 ・外国語活動研修 ・ICT機器活用研修

12. 地域に開かれた学校づくりの推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 地域に開かれた学校づくり	町	25~29	① 学校・家庭・地域社会の連携強化 ・目的達成型の学校経営の推進 ・教育活動の評価の推進 ・各学校における特色ある教育活動への支援 ・学校裁量の拡大への対応

13. 中高一貫教育の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 中高一貫教育推進事業	町	25~29	① 地域連携型中高一貫教育の推進 ・ 系統的・継続的指導の充実 ・ 中高交流活動の充実 ・ 地域住民との連携と情報提供 中高一貫支援者会議の開催 中高一貫だよりの発行

14. 学校統合の推進と施設・設備の充実

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 軽米小学校建設事業	町	25~26	① 軽米小学校建設事業 ・ 校舎・体育館棟の建設 ・ 旧校舎の取り壊し及び屋外環境の整備
(2) 笹渡小学校と小軽米小学校の統合	町	26	① 笹渡小学校と小軽米小学校の統合
(3) 町内中学校の1校統合	町	26	① 町内4中学校の1校統合
		25~26	・ スクールバスの購入と効率的な運行
(4) 教育環境の改善	町	25~29	① 教育環境の改善 ・ 老朽校舎の修繕及び環境美化の推進 ② 社会の変化、教育の多様化への対応 ・ 情報教育に対応した設備整備 ・ パソコン等情報教育設備の充実 ③ 安全・安心な教育環境づくり ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備事業の推進

第3章 魅力ある社会教育の推進

1. 健やかな成長を育む家庭教育の支援

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 家庭教育支援事業	町	25~29	① 幼児及び児童を持つ親を対象とした家庭教育学級を開設。 ② 少年期の発達課題に応じた家庭教育学級の開設
(2) 家庭教育学級	町	25~29	① 各小中学校が、保護者・学区民・児童生徒を対象に自主的に開催。 ② 家庭教育に関する啓発資料や学習情報の提供

2. 青少年の心を育む学習活動の支援

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 子ども会育成会連絡協議会活動支援事業	町	25~29	① 子ども会リーダー研修会 ② 音更町相互訪問交流研修 ③ 子ども会ソフトボール大会、卓球大会 ④ 子ども会育成会ソフトボール大会 ⑤ B & G海洋体験学習への派遣
(2) 子ども会世話人研修会	町	25~29	・子ども会の世話活動に必要な研修を行う。
(3) 体験的活動機会の提供	町	25~29	・自然体験やボランティア活動等の体験活動を機会の提供を行う。
(4) 放課後子ども教室推進事業	町	25~29	・町内全小学校に放課後等の子どもの安全で安心な地域の活動拠点づくりを設ける。
(5) 成人式	町	25~29	・新成人を祝福するとともに、積極的に地域社会に貢献する意欲を高める。
(6) 青少年活動の指導援助	町	25~29	・青少年の交流活動を促進し、活動の活性化を図る。

3. 生涯にわたる学習活動の支援

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 自治公民館活動活性化事業	町	25~29	① 自治公民館リーダー視察研修 ② 自治公民館活動交流集会 ③ 公民館まつり
(2) 公民館講座の開設	町	25~29	① 高齢者教室「寿大学」の開設 ② 町民講座の開設 ③ 芸術文化講座の開設
(3) 協働・参画まちづくり講座の開設	町	25~29	① 地域における身近な社会参加活動への支援
(4) 男女共同参画講座の開設	町	25~29	① 男女共同参画講座の開設

4. 社会教育の推進と施設の整備

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 社会教育主事、及び専門職員の資格取得の奨励	町	25~29	① 社会教育主事資格取得の奨励 ② 専門職員（図書館司書）の資格取得の奨励
(2) 社会教育関係職員研修	町・県等	25~29	① 町及び県等で主催する研修へ積極的な派遣
(3) 生涯学習センター（仮称）整備事業	町	25~29	① 生涯学習推進の中核施設として、多目的ホール、研修室、講座室等を有する中央公民館を併設した生涯学習センター（仮称）、及び図書館の整備の推進
(4) 図書館整備事業	町	25~29	・ 指定管理者制度の導入を検討
(5) 自治公民館整備事業	町	25~29	・ 自治会（町内会）等が設置する公民館（集会所）の建築に要する経費に対して、予算の範囲内で交付要綱により補助金を交付

第4章 生涯スポーツの振興

1. スポーツ施設の整備・充実と活用促進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 生涯スポーツ施設の整備、活用促進事業	町	25~29	① 老朽化が進んでいる既存施設の計画的な維持補修 ② スポーツ施設活用事業の促進
(2) 学校体育施設開放事業	町	25~29	・地区の生涯スポーツの拠点施設として、学校体育施設の開放事業の推進

2. スポーツ活動の活性化

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) スポーツ・レクリエーション活動事業	町	25~29	① 軽米町総合体育大会の開催 ② スポーツ教室の開催 ③ チャレンジデーの実施 ④ ナイターリーグ戦・ソフトボール大会の開催
(2) 生涯スポーツ指導者養成事業	町	25~29	① 生涯スポーツ指導者の養成を図り、指導者バンクの整備
(3) 団体の育成・支援事業	町	25~29	① 軽米町体育協会の育成支援 ② 軽米町スポーツ少年団本部の育成支援 ③ 各地区体育振興会等の育成支援 ④ 総合型地域スポーツクラブ設立、育成支援
(4) 競技スポーツ振興事業	町	25~29	① 町強化指定競技種目の選定事業 ② アドバイザリーコーチ招聘事業の実施 ・少年野球教室の開催 ③ 各種スポーツ大会・教室の支援
(5) 生涯スポーツ推進体制の整備事業	町	25~29	① 軽米町スポーツ推進委員の委嘱 ② 関係機関・団体等との連携・協力 ③ 関係職員、委員等の各種研修会への派遣 ④ 生涯スポーツ推進体制の整備

第5章 多様で個性ある文化の創造

1. 芸術文化の振興

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 芸術文化活動推進事業	町	25~29	① 町民文化祭の開催 ・ 作品展示会、ステージ発表会 ② 青少年劇場の開催 ③ 交響楽団・音楽家の招致事業 ④ 小・中学校、高校の音楽部・吹奏楽部等への演奏機会の提供
(2) 芸術文化団体の育成支援事業	町	25~29	① 軽米町文化協会の育成支援 ② 公民館サークルの育成支援

2. 文化遺産の保存と伝承

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 文化財調査、指定	町	25~29	① 埋蔵文化財緊急発掘調査事業 ② 町内遺跡発掘調査事業 ③ 文化財台帳の作成と重要な文化財の指定
(2) 文化財の保存・活用	町	25~29	① 県、町指定文化財の保存、修理、防災管理 ② 町出土文化財移管事業 ③ 郷土芸能の保存・継承、後継者育成等支援 ④ 郷土資料収集保存事業、古文書の解読 ⑤ 文化財解説看板設置
(3) 文化財愛護思想の啓発	町	25~29	① 郷土史等の販売促進 ② 文化財調査報告書等の発刊 ③ 文化財展の開催

第6章 教育振興運動の推進

事業名	実施主体	計画期間	事業概要
(1) 教育振興運動実践 ア教育振興運動推進研修会 イ教育振興運動集約集会 ウ「実践の歩み」の発行 エ各実践区活動奨励・支援	県 町	25~29 25~29	・ 教育振興運動に対する理解と実践への意欲の向上 ① 「基本的生活習慣の向上」～食育・読書・あいさつの習慣化～ ② 各実践区の取り組みを集約 ③ 各実践区への支援

資 料

表1 町内幼児教育施設への年齢別入園児数

平成24年5月1日現在

施設名	定員	入園児数							備考
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
軽米幼稚園	150				9	15	21	45	
軽米保育園	120	5	28	29	18	25	30	135	
小軽米保育園	45	2	5	5	7	13	5	37	
笹渡保育園	40				2	2	3	7	
観音林児童館	40				2	13	5	20	
山内保育園	40				2	4	4	10	
計	435	7	33	34	40	72	68	254	

(資料:教育委員会、健康福祉課)

表2 小中学校児童生徒数及び学級数

平成24年5月1日現在

学校名	学級数	児童生徒数							教員数	備考
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計		
軽米小学校	12	44	40	38	38	43	42	245	19	
笹渡小学校	3	1	3	7	6	4	5	26	6	
小軽米小学校	7	8	12	12	12	9	12	65	10	
晴山小学校	8	13	12	19	13	22	11	90	12	
小学校計	30	66	67	76	69	78	70	426	47	
軽米中学校	7	46	57	49				152	16	
笹渡中学校	2	7	1	6				14	5	
小軽米中学校	4	8	16	15				39	11	
晴山中学校	4	27	18	19				64	11	
中学校計	17	88	92	89				269	43	

(資料:教育委員会)

表3 児童生徒数の推移

平成25年度以降の児童生徒数は、推計値です。

年度	小学生			中学校			幼稚園	
	児童数	学級数	教員数	生徒数	学級数	教員数	幼児数	学級数
平成15年度	718	52	90	399	16	45	68	5
平成16年度	672	49	85	386	16	46	53	4
平成17年度	630	51	90	381	16	46	49	3
平成18年度	591	47	84	380	16	47	44	3
平成19年度	539	44	75	372	16	45	41	3
平成20年度	513	40	68	350	16	45	46	3
平成21年度	480	37	65	323	16	46	41	3
平成22年度	472	31	52	292	16	45	48	3
平成23年度	447	31	50	276	18	44	50	3
平成24年度	426	30	47	269	17	43	45	3
平成25年度	431			250				
平成26年度	426			236				
平成27年度	403			217				
平成28年度	392			223				
平成29年度	388			212				
平成30年度	374			209				

(学校基本調査、軽米町教育委員会)

表4 中学校卒業生の進路状況

年度	中 学 校 卒 業 生 進 路 状 況 合 計										
	卒業生	高等学校			高等専門学 校	特別支援高 等学校	うち	うち	うち	就職・ 訓練校	その他
		全日制	定時制	通信制			他県入学	連携校	県内高		
平成14年度	147	144	0	0	0	0	4	115	25	2	1
平成15年度	137	136	0	0	0	1	3	112	21	0	0
平成16年度	140	133	1	0	1	2	5	109	20	2	1
平成17年度	138	134	1	0	0	0	5	109	21	0	3
平成18年度	123	117	1	1	1	0	7	91	21	3	0
平成19年度	126	120	0	1	3	2	2	107	12	0	0
平成20年度	131	126	0	1	3	0	8	97	22	1	0
平成21年度	124	120	0	1	1	0	5	99	17	1	1
平成22年度	119	110	0	0	3	2	9	75	26	1	3
平成23年度	110	104	0	0	4	2	8	75	21	0	0
平成24年度	95	84	1	2	3	5	11	55	21	0	0

表5 軽米高等学校進路の状況

(単位 :人)

卒業年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
卒業生数		116	111	105	96	104	99	99
進 学	国公立大学	14	15	15	11	9	10	13
	私立大学	8	4	6	9	9	15	5
	国公立短大	2	3	2	4	6	2	5
	私立短大	4	5	3	7	3	2	1
	看護学校など	8	8	12	5	6	4	8
	大学校など	1	0	1	0	5	1	1
	専門学校など	33	25	25	17	25	18	28
	計	70	60	64	53	63	52	61
就 職	民 間	33	42	31	31	34	41	36
	公務員	13	8	6	5	4	3	3
	計	46	50	37	36	38	44	39
未定		0	2	4	7	2	0	0

(資料:軽米高校)

表6 町内学校施設の構造別保有状況

平成24年5月1日現在 単位;㎡

学校名	校地面積				校舎					保有教室数		屋内運動場				
	建物敷地	運動場	その他	計	必要面積	保有面積				普通	特別	必要面積	保有面積			
						鉄筋	鉄骨その他	木造	計				鉄筋	鉄骨その他	木造	計
軽米幼稚園	1,985	1,510	36	3,531	767			780	780	3	3					0
軽米小学校	7,653	7,150	7,106	21,909	3,940	2,897	20	71	2,988	12	5	1,258		637	38	675
笹渡小学校	4,151	5,541	8,730	18,422	1,374	1,500			1,500	3	7	922		738		738
小軽米小学校	6,390	6,891	2,685	15,966	3,222	2,199		47	2,246	7	7	922		922		922
晴山小学校	3,406	9,630	19,032	32,068	3,437		2,700		2,700	8	7	922		747		747
軽米中学校	11,154	24,270	343	35,767	3,461	2,988	1,330		4,318	7	14	1,162		1,564		1,564
笹渡中学校	6,518	6,476	7,394	20,388	1,531	1,000		64	1,064	3	7	1,162		116		116
小軽米中学校	6,681	8,507	0	15,188	2,382	2,411			2,411	3	10	1,162	1,017			1,017
晴山中学校	4,527	14,416	7,169	26,112	2,382	2,478	408	56	2,942	4	13	1,162	996	11		1,007

※笹渡小中学校は併設校である。

(資料:教育委員会)

表 7 軽米町社会教育施設一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

施 設 名	所 在 地 (大字)	設置 年度	規模 (㎡)	施 設 内 容
軽米中央公民館	軽米8-54 Tel 46-4151	昭37	757.15	ホール、研修室、講座室、調理室、館長室、事務室、童謡室
小軽米公民館	小軽米12-63-1 Tel 45-2111	昭51	326.00	講堂、会議室、図書館、児童室、調理室、事務室
晴山公民館	晴山20-6-2 Tel 47-2111	昭49	342.00	講堂、会議室、図書館、児童室、調理室、事務室
町立図書館	軽米8-54 Tel 46-4333	昭63	506.8	図書室、資料館、研修室、展示室、事務室
歴史民俗資料館 (ロマンの森内)	軽米9-53-1 Tel 46-4232	平2	555.00 334.00	(R C) 展示室、収蔵室、事務室 (民家)
えぞと大自然の ロマンの森 歴史と民話の館	軽米9-53-1 Tel 46-4232	昭60	46,500.00 館 (262)	歴史と民話の館、キャンプ場、縄文遺跡復元 2 棟、ファイヤーサークル、東屋他
軽米町立青少年 ホーム	軽米2-42-5 Tel 46-2497	昭49	480.00	会議室、寝室10室 (50人収容) 調理室、洗面所、浴室
軽米農村勤労福祉センター	軽米6-17 Tel 46-2061	昭51	739.44	柔道場120㎡、相撲場120㎡、会議室、図書室、調理室、事務室
町民体育館	軽米6-34-1 Tel 46-3838	昭54	2,431.00	バスケット 2 面、バレー 2 面、バドミントン 4 面、テニス 2 面、卓球室
町営運動場	軽米6-42-2	昭51	24,021.00	少年野球場、テニスコート10面
町営野球場	軽米10-24-2	昭45	28,397.00	(軽米高等学校野球部使用)
町民剣道場	軽米7-1-8	昭47	255.00	(軽米町剣道協会)
町民相撲場	軽米12-64-1	平 4	8,506.87	屋根付き、盛土式土俵
B & G 海洋センター	軽米7- 8 Tel 46-3795	昭60	6,712.00	屋内プール25m× 6 コース 幼児用プール60㎡
ゲートボール場	軽米7-13	昭61	2,640.00	ゲートボールコート 5 面
雪谷川ダムフォ リストパーク軽 米	軽米20-3-1 Tel 45-2444	平元	19.4 h a	総合案内施設、運動広場、テニスコート、キャンプ場、サウザントステージ、木炭資料室、チューリップ園、木の実園、さるなし園、視聴覚施設、休憩施設、風車塔
ミレットパーク	山内33-53-1 Tel 47-1452	平7	13.7ha	ミレットプラザ (食堂・売店・そば打ち体験室)、コテージ
ハートフル・ス ポーツランド 野球場	軽米1-161-1	平9	1,159.08	ジョギングコース (558m) ゴムチップ舗装
パークゴルフ場	メインスタンド バックスタンド		90.17	両翼97m、センター122m 観客収容数5,000人
多目的広場	スタートハウス		24,677	パークゴルフ場 (36ホール)
	スタンド		99	
			25,923	周回400m・8コース
			4,593	
おかりや元気館	軽米3-43-1	平20	881.87	運動場、休息室、更衣室

(資料：教育委員会)

表 8 軽米町指定文化財一覧

(平成25年2月1日現在)

NO	名 称	種 別	指定年月日	備 考
1	木造萩薬師如来座像	有形文化財(彫刻)	昭和34. 3. 17	県指定
2	木造脇侍菩薩立像	有形文化財(彫刻)	昭和34. 3. 17	県指定
3	玉川鉄山跡	記念物(史跡)	平成4. 9. 4	県指定
4	木造二天王像	有形文化財(彫刻)	昭和49. 7. 23	
5	木造十二神将像	有形文化財(彫刻)	昭和49. 7. 23	
6	薬師堂(瑠璃殿)	有形文化財(建造物)	昭和49. 7. 23	
7	徳楽寺薬師堂の絵馬	有形文化財(民俗資料)	昭和54. 10. 1	18点
8	鐵燈籠	有形文化財(美術工芸品)	昭和56. 12. 1	
9	古屋敷の千本桂	天然記念物:植物	昭和48. 4. 1	
10	沢里のオッコ	天然記念物:植物	昭和48. 4. 1	
11	米田のシダレ赤松	天然記念物:植物	昭和48. 4. 1	
12	山田の千本松	天然記念物:植物	昭和55. 4. 1	
13	市野々の大クリ	天然記念物:植物	平成5. 12. 27	
14	役場のケヤキ巨木林	天然記念物:植物	平成8. 1. 9	9本
15	民田山石割ザクラ	天然記念物:植物	平成8. 1. 9	
16	水吉の宝篋印塔	有形文化財(歴史資料)	昭和54. 10. 1	
17	観音林の一里塚	記念物(史跡)	昭和55. 4. 1	
18	木造猿田彦命(天狗)	有形文化財(彫刻)	昭和56. 4. 1	
19	沢田神楽	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
20	小軽米えんぶり	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
21	民田山しし踊り	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
22	駒踊り	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
23	虎舞	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
24	山田しし踊り	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
25	太神楽	無形民俗文化財	平成元. 12. 1	
26	山内神楽	無形民俗文化財	平成14. 4. 1	
27	高家えんぶり	無形民俗文化財	平成14. 4. 1	
28	軽邑耕作鈔	有形文化財(古文書)	平成20. 3. 3	
29	遺言	有形文化財(古文書)	平成20. 3. 3	

(資料:教育委員会)

諮問、答申

(1) 諮 問

平成25年1月30日

軽米町教育振興基本対策審議会
会長 清藤 芳太郎 様

軽米町教育委員会
委員長 菅波 俊美

軽米町教育振興基本計画について（諮問）

軽米町教育振興基本計画を策定するにあたり、軽米町教育振興基本対策審議会規則第2条により、貴審議会に諮問いたします。

(2) 答 申

平成25年2月27日

軽米町教育委員会
委員長 菅波 俊美 様

軽米町教育振興基本対策審議会
会長 清藤 芳太郎

軽米町教育振興基本計画について（答申）

平成25年1月30日付けをもって当対策審議会に対し諮問のありました教育振興基本計画について、審議を進めてまいりましたが、別紙のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

教育委員会においては、この答申に基づき早急に新しい教育振興基本計画を策定されるよう要望いたします。

軽米町教育振興基本対策審議会委員名簿

職 名	氏 名	役 職 名
会 長	清藤 芳太郎	学識経験者 元軽米小学校校長
副会長	圃田 清和	軽米町校長会会長
委 員	日山 篤	軽米町体育協会会長
	加藤 暢之	県北教育事務所主任経営指導主事
	佐藤 尚	県立軽米高等学校校長
	小林 昌治	軽米町校長会副会長
	石澤 明裕	軽米町副校長会会長
	大崎 幸男	軽米町自治公民館連絡協議会会長
	脇山 隆敏	軽米町P T A連合会会長
	大清水 文子	軽米町子ども会育成会連合会副会長